

(議長)

日程第1、議案第6号から議案第25号まで、平成29年度江差町各会計予算並びに関連議案中、財政課・税務課所管の関連議案について、補足説明を求めます。

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

おはようございます。

私の方から、財政課所管の予算並びに関連議案の方の説明をさせていただきます。

予算の方につきましては、多岐にわたり、飛び飛びとなっておりますので、新規事業並びに大きく増減した内容のみ、ご説明させていただきます。

まず、歳出でございますが、予算資料7頁からとなります。事務事業一覧でご説明申し上げます。

まず、7頁の18番でございます。地方公会計整備推進でございます。29年度中に新公会計の財務諸表の作成を目指しているところでございます。29年度末までに作成を目指しますが、その作成のためのシステム整備とそれから作成の支援を委託するものとなっております。

次に、同じ7頁の24番、茂尻町職員住宅外階段等改修でございます。茂尻町にある職員住宅の鉄製の外階段、そちらの老朽化が著しく、危険でございますので改修するための経費を計上したものでございます。

次に、25番でございます。職員住宅シロアリ駆除対策です。南が丘第1団地に隣接しております職員住宅のシロアリ駆除に係る経費でございます。駆除方法と致しましては、毒エサの設置による駆除となります。

次に、27番でございます。地域振興センター消防設備改修でございます。地域振興センターの自動火災報知機の停電時の作動の際の設備に不具合がございましたので、改修する経費でございます。

続きまして、8頁、30番となります。柏町教職員住宅、教職員住宅解体工事でございます。定例会資料の2頁、資料2になります。柏町の町営住宅団地に近接してございます旧教職員住宅2棟の解体経費でございます。

続きまして、31番、ドローン活用推進でございます。ドローン1台の購入と職員の研修関係の経費となります。施設管理に活用する他、様々なシチュエーションでの活用を予定してございます。

次に、32番、町有地測量でございます。旧JR江差線の跡地の民間への売却のため、町有地の測量をするものでございます。場所と致しましては、南浜第1団地の裏手といえますか、その辺のあたりの測量をするものでございます。

続きまして、47番、旧JR江差線資料展示室整備でございます。元の俵藤商店さん、そちらの方で、旧JRで使っておりました、江差線で使っておりました資料等の展示をするための経費でございます。概要と致しましては、看板等の製作委託、また備品等の経費の他、借上料と管理の委託料となります。

続きまして、9頁、84番、集会施設管理でございます。定例会資料の7頁、資料7に概要が載っております。施設管理の集会施設管理におきましては、施設管理の委託料の見直しを行っております。管理委託料につきましては、財政再建の中で段階的に削減致しまして、平成19年度から現行の金額6万6千円としてきたところでございますが、業務量に鑑み、見直しをすることとしております。内容と致しましては、8万円の基本額と利用申請1件ごとに300円加算するものとしたものでございます。また、地域集会施設活用補助と致しまして、新たに愛宕町内会に3万6千円の補助金を予定しているところでございます。

次に、11頁、124番でございます。124番、(仮称)新陣屋団地給水管敷設工事負担金でございます。江差駅跡地に建設を予定しております、新陣屋団地の整備に伴う上水道の配水管敷設工事でございます。敷設工事自体は、水道事業会計で実施致しますので、水道事業会計の負担金となるものでございます。

続きまして、15頁、244番となります。かもめ島前浜トイレ浄化槽設備改修でございます。前浜トイレの浄化槽でございますが、故障で現在稼働しないことから、改修を行うものでございます。

次に、251番でございます。(仮称)新陣屋団地内道路新設工事でございます。新陣屋団地の団地内通路、道路、町道の新設工事でございます。延長は凡そ290メートル、幅員は車道6メートル、歩道2メートルの8メートルとなる予定でございます。

続きまして、16頁、279番でございます。町営住宅南が丘第1団地シロアリ駆除対策でございます。南が丘第1団地のシロアリ駆除に係る経費でございます。駆除方法につきましては、職員住宅と同様、毒エサの設置による巢の全体の駆除となります。

次に、280番でございます。町営住宅陣屋団地消防設備改修でございます。陣屋団地の防火扉の補修をするものでございまして、29年度は1号棟を中心に実施する予定でございます。

それから、17頁、284番でございます。(仮称)新陣屋団地建設でございますが、定例会資料6頁、資料6となっております。完成予定図といいますが、パース図が付いてございますが、一番左側の1棟目、H29施工のところでございますけれども、1棟4戸の建設の他、それに先立ちまして、造成工事を行いまして、また併せて外溝工事等を行うものでございます。

次に、285番でございます。町営住宅円山第3団地入居者移転助成でございます。(仮称)新陣屋団地でございますが、円山第3団地の建替という位置付けでございまして、円山第3団地から移転をする入居者、現在、円山第3団地にお住まいの入居者を、が移転して頂くこととなりますが、そちらの移転補償となります。1世帯当たり凡そ17万円を予定してございます。

続きまして、歳入の方、こちらの方も大きく動いたところだけ簡単に説明させて頂きたいと思っております。

予算書24頁、こちらの2款の地方譲与税から、次の26頁、10款交通安全対策特別交付金、国、道からの交付金等でございます。その中で、9款の地方交付税は前年度対比で1,545万円の減となっております。また、地方交付税を除く他の交付金全体では、前年度

比5, 370万円と大きく落ち込んでいるものでございます。

続きまして、36頁をお開き願います。基金繰入金でございます。まず、財政調整基金の繰入でございますが、前年度から1億5,800万円増加しまして、2億5,800万円の繰入金としてございます。それ以外の基金につきましては、説明欄に充当事業が記載されてございますので、割愛させていただきます。

続きまして、40頁でございます。20款町債でございます。長期借入金でございますけれども、前年度から比較しまして、2億3,800万円程の増額となっております。主な内容につきましては、新陣屋団地に係る起債、それから消防車両購入に係る起債が主な要因となっているものでございます。

予算の方は、以上とさせていただきます。

続きまして、議案の方でございますが、議案第15号でございます。定例会議案、1頁でございます。平成29年度江差町財政調整基金の処分でございます。財政調整基金を取り崩して繰入するため、財政調整基金の設置・管理・処分に関する条例の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。取り崩す、処分する額は、2億5,800万、処分する時期におきましては、29年度中となっているものでございます。

簡単でございますが、以上とさせていただきます。

(議長)

はい、「税務課課長」。

「税務課長」(補足説明)

それでは、続いて、税務課所管の予算について、説明を致します。

まず、歳入につきまして、歳入予算の1款、町税についてご説明を致します。

予算書の8頁、事項別明細については、22頁から25頁が町税に関連するものでございます。別冊予算資料として、3頁に総括してございますので、併せてご覧を頂きたいという風に思います。

まず、町税の収入総額につきましては、8億1,023万5千円を計上しておりまして、前年対比で373万5千円の減となっているところでございます。主な内容としましては、固定資産税の減額及び滞納繰越額の圧縮によりまして、調定減になっている、いうところが主な要因となっているところでございます。

続いて、歳出に、の予算を説明致します。予算書の58頁から、61頁でございます。予算資料では、8頁、9頁に事務事業一覧のナンバー58からナンバー66が該当になります。

まずは、2款1項10目の予算資料ナンバー58、諸費における過年度還付金につきましては、実績を勘案しまして、昨年より20万円減の320万円としているところでございます。

続いて、2款2項の1目、税務総務費につきましては、納付書及び封筒の印刷等、事務経費の増額によりまして、前年比で29万2千円の増額となっております。具体的な事務内容は昨年と変わりはありません。

続いて、2目、賦課徴収費につきましては、コンビニエンスストアの収納の開始に伴いまして、こちら手数料等増額しておりますけれども、昨年、法改正等によりまして、各種システムの改修が終了したということで、全体で250万6千円の減となっているところでございます。以上が、一般会計に関する内容となっております。

続いて、国民健康保険特別会計における税務課所管の部分について、説明を致します。

予算、予算書の144頁、事項別明細については、150頁から151頁が国民健康保険税に関連するものでございます。国民健康保険税の収入総額につきましては、1億5,401万2千円を計上しまして、昨年より2,294万の減となった、いうところでございます。減少の、しているのは、近年における被保険者の減少、それから加入世帯の所得状況を勘案した結果、下がっているという状況でございます。

続いて、歳出部分ですが、税務課所管の歳出部分につきましては、予算書156頁から159頁でございます。

1款2項1目の賦課徴収費でございます。こちらにつきましては、29年度4月から始まるコンビニ収納における消耗品の増、または滞納整理機構の引継内容の国保税の割合が増加していることから、前年比で54万2千円の増額としているところでございます。

併せて、1款4項1目の収納率向上対策費でございます。こちらは、昨年のシステム改修分が減額になったことによりまして、前年比で39万9千円の減となっているところでございます。

以上が、国民健康保険特別会計における税務課所管の内容となっております。

引き続き、条例改正の部分について、ご説明をしたいという風に思います。

まず、議案第19号の江差町税条例等の一部を改正する条例について、説明を致します。議案13頁から21頁、定例会資料ナンバー2の5頁の資料25の一部改正の概要及び新旧対照表及び資料26の町税コンビニエンスストア収納に伴う督促手数料の廃止について、が関係分になってございます。

今回の一部改正につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正の施行により、地方税法の改正が行われたことによりまして、消費税引き上げ時期の延長に伴う、住宅ローン控除適用の期間の延長、併せて軽自動車税の環境性能割の導入、法人税率の引き下げ時期が平成31年10月に変更になるということで、関係条文の改正を行うものでございます。

また、4月からコンビニエンスストア収納を開始することに併せまして、督促手数料の徴収を廃止するものでございます。従来、督促手数料につきましては、督促状発送に併せまして、金融機関等に通知をしまして、対象となる納付書に手書き修正等を加えながら、徴収をしておったところでございますけれども、コンビニ収納につきましては、バーコード処理ということになるため、加筆修正が不可となることから、納付書の再発行、またはそういった経費、事務作業の軽減を図るために、廃止をするということでございます。以上が、一部改正の概要となっております。

続いて、町税コンビニエンスストア収納に伴う督促手数料廃止の関連条例の整理に関する条例について、説明を致します。議案23頁から24頁、資料は同じく資料26の町税コン

ビニエンスストア収納に伴う督促手数料の廃止、併せて41頁の新旧対照表となります。

先程の、町税のコンビニエンスストア収納に伴います督促手数料の廃止に併せまして、督促手数料の徴収を行っております保険料等につきましても、整合性を図るために、江差町税外諸収入金の徴収に関する条例、江差町後期高齢者医療に関する条例、江差町介護保険条例における督促手数料の同様に廃止をするものでございます。

以上が、概要となっておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、もう1回、「財政課長」。

「財政課長」

大変申し訳ございません。あの、説明漏れがございました。

江差町港湾整備事業特別会計、そちらの方、簡単にご説明させて頂きたいと思えます。予算書の274、275が歳入、276から277が歳出となっております。

内容と致しましては、港湾センターの管理に係る経費でございまして、財源と致しましては、港湾センター使用料、フェリーさんの使用料が財源となっているものでございます。

以上となりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

全部で4項目あります。先に、項目言います。最初の3つが財政ですが、シロアリ関係、ドローン関係、あと陣屋の駅跡地の店舗の関係ですね。あと、税務の関係がひとつ。マイナンバー関係ですが、税の通知書の関係ですね。これちょっとお聞きします。

それで、ひとつひとつお聞きします。まず、シロアリなのですが、あのちょっと私資料要求、すっかりちょっと失念しちゃって、この間、一般質問等でも致しました。概略ね、ちょっとね、分かりやすく説明してほしいのですよ。町営住宅もそれから教員住宅もそうですが、ごめんなさい、町職員住宅もそうですが。要は、あの実態調査して、どれくらいの広がり、被害があって、そして駆除、若しくは建物の一定の補修はどうするの、それから他の広がりというのはどうなっているのという部分も含めて、ちょっと教えてください。それが、まずシロアリですね。

二つ目、ドローン。これ、単費、町の単独事業、ですね、予算見ましたらね。あのこれから色々なこと、活用できるかと思うのですが、先程の課長、もうちょっとこんなような活用を考えているということ、もう少しイメージ、あの何点かで構いませんので、教えて頂きた

い。

それから、三つ目、駅跡地の横の空き店舗を使って、色々なあの元の駅の色々なあの貴重な物も展示するというので、これまた質問の中で、出来ればバスも使いますので、バスの待合所、それはあの方向性については前答弁ありました。で、併せて、陣屋方面はトイレが無いと、あそこの駅のトイレはもう全然無いですからね。それで、トイレもせっかくだからあの地域の公衆トイレという意味合いも含めて、バスを待つ方も含めて、トイレもどうだっという風になるとそれはちょっとなかなかという話ありました。しかし、どう考えたって、公衆トイレ、本当に少ない。もう少し、もう一回、あのこの間、全然ダメならダメであの言っ欲しいのですけれどね、何か検討課題が無かったのか。この間、3月の町広報に繁次郎トイレが閉まるから、直すから、あと江差の方の下町の方のトイレ使ってもらいたいという、ちょっと分かりづらいあのお知らせ入りましたよね。あれ、一見したら何のちょっとお知らせなのかよく分からない書き方だったのですが。あれ見ても、役場だとか、町会所だとか、色々書いてあるけれども、別に24時間使える訳でないし、本当の意味での公衆トイレということではないのですよ。江差町に本来的な公衆トイレって、本当にどこでちゃんとなっているのか。ということも含めて、陣屋、絶対必要ですよ。せっかく新しくあそこ整備するのですから、という意味合いで、もう一回ちょっとお聞きしたい。

それから、税務。あの本当はこれマイナンバーなので、総務課なのかもしれませんが、具体的に使うということで、ちょっと税の方で聞きます。本当は、マイナンバー、色々なところで使っていますので、ですが。いわゆる事業者が町民税等を天引きする場合の通知、あれはだいたい5月の10日頃ですか。ちょっと、ごめんなさい。あの特別徴収税額の決定通知書っていうのですか。あれに、今年から国の方からマイナンバーを付記しなさい、となっていますよね。ですから、どんどんどんどんマイナンバーがあが使われるようになっているのです。これどういう風に江差町としてやるのか。ご存知かと思うのですが、全国的には、作業のことだとか、情報漏洩だとか、色々な観点で、それはちょっと危ないだとか、しないという、書かないという自治体も出てきているのですけれども、まず江差町として、このマイナンバー、税通知書でどういう対応を今考えているのか、教えて頂きたいと思います。以上。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

まず、一点目、シロアリの件でございます。まず、広がりということでございますが、あの業者さんの方に現地当然調査して頂いたのですが、住宅の周りだけで、他の方へはシロアリってというのは発見されなかったということで、他の近くの民家さんの方には全く影響がないってことは、業者さんの方からも報告受けているものでございます。それで、駆除なのですけれども、あの殺虫剤となりますと、色々環境への影響ですとか、全滅させることが出来ないということで、一定間隔、3メートル間隔とかで周りを、グルっとその毒エサを地中に設置しまして、3年間かけてコロニーと言われる巣を全滅させると、まずそういう風にしな

いと被害が止まらないということで、そういった駆除の方式をその職員住宅と併せて実施する予定でございます。それで、あと補修の関係でございますけれども、あの前回もご答弁申し上げたかと思うのですが、あの床が落ちた、ですとか、そういった場合に通常の補修と同じように対応していきたいなと考えているところでございます。まず、シロアリはそのようなことになります。

二点目のドローンでございますが、まずはですね、あの公共施設の管理っていうことで、なかなかあの高所作業車でもなければ見られないような部分というのもございますので、そういった点検等でまずは活用していきたいと。それ以外のシチュエーションで、と先程説明しましたが、例えば災害時や防災の際とか、観光の分野、そういったところでの活用というのも、イメージできるのかなと思ってございます。財政としては、そのような考えでございます。

それから、空き店舗でございます。空き店舗というか、トイレでございますね。新陣屋団地、あの辺一体整備する訳でございますけれども、その中でトイレは、整備は考えてございませぬけれども、あそこにトイレが必要だということでございますけれども、ちょっとそれが財政として、ちょっと財政所管かなともちょっと色々思ったりもしますので、ちょっとです、今公衆トイレという町の施策として、他の課ともちょっと相談してみたいかなというのが今のところのちょっと答弁になります。すいません。

(議長)

はい、「税務課長」。

「税務課長」

マイナンバーの特別徴収に係るあの通知に関することですが、先程議員ご指摘の通り、あの平成29年度から特別徴収義務者へのあの通知等については、それぞれ従業員の個人ナンバーも付記したものを送付するということが決まっております。で、うちとしても5月に特別徴収義務者に全部通知はしますけれども、そちらについては全て付記したものを送付するというようになります。であの、全道的な部分で見ても、あの付記しないという形を出しているところは無くて、あの一部そういったところで検討したいというところはありません、1件かな、ありますけれども、あのは全市町村付記して送付するという形になりますので、取り扱いについては同様に税法に基づいて取り扱いをしたいという風に考えております。

(議長)

いいですか。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、再質問、ちょっと今逆の方からお聞きします。税務課長、申し訳ない。

それで、あの分かりましたというか、今の対応ですね、ちょっと私は非常に心配な面があ

るのですが。それで、ちょっと再質問。方法論。郵送、普通郵便、前はあの確かそれぞれ書留、前、通知ナンバー出す、それは総務の方ですか、どこですか、ごめんなさいね。あの書留とかでやっていましたけれども。今回は、どのような方法で、事業所の方に通知、送付するのか。それから、例えばこれは今度事業所としての、その取り扱いということでは、それはそれでまた色々なマニュアルも含めて総務省から行っています。ですから、行った先のマイナンバーの取り扱いは事業所としての秘密の保持だとか、それはそうですけれども、出す側としては江差町ですね。例えばその番号について、あれよく何か目隠しみたいなのをして、やる人がこうやるだとか。色々な方法で、あの手この手で情報が漏洩しないようにということも、色々言われているのですが、いずれにしてもどうするのか教えて頂きたい。

それから、せっかくなので、もう一つ。色々ところでマイナンバー使っていますが、ちょっと税務なので、色々あの税関係で、マイナンバーを記入しなさいと、書きなさいという時に書かなかった場合、書かなかった場合の対応、で結果的には、絶対書かなければならないような受け止めで言われている。あたかも、マイナンバーを書かないとダメなような言われ方をしている。まずどういう対応をしているのか、税の申告等ですね。ちょっと教えて頂きたい。

それから、財政の方ですが、逆の方から、ドローン。わかりました。職員は一応研修をするということになっております。まだ色々国の方でも、これからまだ色々な厳しいものが出てくるかもしれません。そういう意味では本当にあの研修というのが必要だと思うのですが。それで、使い方は色々ある、出てくるかもしれません。その職員の方というのは、どこの職員。財政課、じゃあその財政課の研修受けた職員が、色々なこと、もしかしたら農業かもしれない、観光かもしれない、財産管理かもしれない。色々ところでその職員がやる、それとも複数の職員が研修を受ける、いずれにしてもそこもしっかりあのちょっとやっていかなければならないと思うので、ちょっと教えてください。

それから、順番、ごめんなさいね、順番あれかな。シロアリ、分かりました。それで、私はたまたまあの時、ちょっとしたことから南が丘の町営住宅の方から聞いた、ことが発端とえば発端なのか分かりませんが。少なくとも財産管理で、の守備範囲でそういうシロアリ被害ということについての、色々な情報若しくは事前の把握等はやられているのか。やられたことによって、しかし結果的には南が丘の町営住宅それから職員住宅だけということなのか、ちょっとそこら辺教えてください。宜しいですか。

それから、最後。トイレの問題、そっか、そうですね、トイレということになったらもっと広い観点になりますね。じゃあ、ごめんなさい、以上にします。

(議長)

はい、「税務課長」。

「税務課長」

特別徴収の郵送の関係だという風に思いますけれども、あのマイナンバー付記されたものについて、送付ということになりますので、我々としてもあの情報漏洩だとか、そういった

ことに気をつけながら、適切な郵送方法というのは考えていきたいという風に思っております。それと、

「小野寺議員」

具体的には、具体的には。

「税務課長」

具体的には、あの簡易書留というのが一番良いのかどうかというのはありますけれども、あの一番多分簡易書留が良いのだろうなという風に思っています。で、一応そういう方向では我々も考えていて、あの普通郵便になるとあの履歴が分からなくなってしまうというのが一番怖いので、あの履歴を押さえるような形で、出したいという風に思っています。事業所もあの500件程度ですか、あの500件弱になりますので、あのそういった形であの間違いの無いように、うちは取り扱いをしたいという風に思います。

あと、併せてあの事業所の取り扱いについてなのですが、あの郵送の際に一応うちの方からも事業所に対しては、取り扱いについては注意喚起ということでの文書と一緒に入れて、注意喚起をしたいという風に思っております。

それと、あの税関係で、あの記載しない場合の対応という風にありますけれども、今あの来ているのは、多分申告書の関係だという風に思います。で、申告書については、基本的にあの税務署の方で確認するために、まず付けてくださいということになっていまして、それについてはあのうちの方で付けるように指導はしております。ただ、どうしてもマイナンバー通知カードをあの紛失したとか、という場合について記載しない場合、一応税務署の方とも確認をしております。税務署の方で最終的に確認はするのですが、記載しないものについてはまず一回そのまま税務署の方に提出してください、ということになっていますので、基本的にはその無いものについては、あの税務署の方と確認をしながらそちらの方で対応して頂くということにしております。

「小野寺議員」

書かないものは。

「税務課長」

はい。書かないものというか、書いてないものについては、無いということで、はい、持ってこないということでなくて、無いということで、税務署とも確認をして、やっております。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

シロアリの情報把握でございます。あの住宅と致しまして、積極的にこちらの方からそういった被害等や目撃情報ありますかというようなことは、働きかけはしてございません。あの、入居者の方からの情報でということでの把握となっております。それが現状でございます。

それから、二点目、ドローンでございますが、予算の方は職員3人分の研修の費用を計上してございます。想定しているのは、まず確定しているのはまず管財の職員はまず間違いないということで、あとは財政的と言ったら変ですけれども、例えば先程も例に出しました防災なのかな、観光なのかなと思って、その辺の職員を想定しておりますが、最終的には色々課長さん方と相談しながら、他の二人がどこの部署の職員になるかというのは詰めていきたいと考えてございます。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

いいですか、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの一点だけ。今のシロアリの関係だけで終わります。

あの、分かりました。町が持っている財産管理で掌握するもの、本当にたくさんありますよね。それで、ちょっとあの私としての考え方なのですが、町職員若しくは事業の中でやるといったら、ゆるくないと思うのです。ですから、定期的にね、情報交換で、例えば一番はね、建築関係の方というのはよく情報押さえていますよ。そういう仕事やるから当然ですよ。で、個々の民間の人はね、結構対応しているのですよ。しているのです。ですから、シロアリが少なくとも江差町で、どういう風になっているのか、季節によっても違います。時期によっても違います。それから、種類も結構新しいのが何か増えているとか、なので、適宜情報収集、集めながら少なくとも江差町の管理しているものについては、的確に把握すると、いう風にして頂きたいんですよ。もしコメントあれば。以上にします。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

ただいま小野寺議員からおっしゃられましたその事業者さんからの意見交換っていうことは、29年度考えていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

(議長)

あのね、答弁者。

あの、今3回質問しているのですよ、小野寺議員は、ね。1回で済むのであれば、1回できちんと説明してやって欲しいのですよ。このシロアリのことだってね、何回も前から質問しているのですよ。だとすれば、ね、その辺を調査したらした、しないならしないとはっきり言わないから、時間退治ですよ。こんなのいつもこうやってやりとりしているというのはね。1回で、質問したら1回で答弁してください。小出しにしたってどうしようもない。小野寺さんだって、ちゃんと理解すればもうそれで終わるのだから。そうでしょ、小野寺さん。

「小野寺議員」

はい、はい、はい。

(議長)

はい、それでは、次、「小林議員」。

「小林議員」

はい。

町営住宅の床下換気口について、お聞きします。破損したままで、まだ対応されていないということでしたが、処置されましたか。冬は、やはり床冷えします。これからの春、夏を迎えて、害虫、害獣の被害も出るとお思いますので、まず処置されたのかどうかだけお伺いします。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

あの今のところは止まっている現状でございます。今後はあの年度末にかけて、出来るだけ執行残の中で取り替えていきたいと考えてございますので、宜しくお願いします。

(議長)

いいですか。

「小林議員」

はい。

(議長)

はい、それでは、次、「室井議員」。

「室井議員」

簡潔にいきたいと思います。

まずあの、共通認識ちよつとしたいのですけれど、それに対するちよつとあの考え方を答弁もりたいのですが。あの今回の予算で、財調、2億5,800万、取り崩ししました。これは、事業やるために、あの非常に、効果的に取り崩し、財政の弾力的な運営という観点から見れば、私は評価しています。そして、認識をちよつと持ってもらいたいのですが、基金の残高が前年対比、今年度約3億5,100万減額、基金、減額になりますけれども。これ、町債、要は町の借金増えていませんね。少しだけ減らすという、そういう風な考え方で出ていますよね。宜しいですね、その認識は。だから、要は貯金を少し使いましたけれども、借金は増やさないのだよと。そういう考えに基づいて財政運営を図ったと。これは、事業やるために、非常に大事なことで、私は評価していいかと、私は考えていますけれど、財政課長、その辺ちよつと認識してもらいたいと。

それと、もう一つ大事なことは、約、一般会計の収入の50パーセントが地方交付税です。そして、約20パーセントが町税、つまり収入全般の70パーセントが、交付税と町の税金で、町政を運営しているという風に考える訳ですけど、これは間違いないと思いますね。皆さんが出した資料を分析していますから。それで、非常にこれから考えておくことがあるのかなと思うことが、今ありますので、その見解をちよつと聞きたいと思います。課長あの宜しいですか。あの町税と地方交付税に依存して、だけ依存していくと、かなり将来的に厳しい財政運用が来ると、私は考えます。それで今、大事なことは、大事なことは、どこの町も同じなのですよ。どこの町も。それで、江差には、やっぱりあの他の町に、私はあの真似をすることなく、江差町で今色々な計画があること、私昨日の一般質問でも申し上げました。そういうものを、やっぱり有利に早く江差町に、そういう事業を持ってくることによって、役場に直接、税収が無くても、そういう民間の事業者が収入を得て、所得を得て、やっぱり確保していくということが非常に大事だと私は考えています。これは財政課長の答弁ではなくて、副町長の答弁求めたいのですけれど、町税と交付税だけに依存していくと、かなり厳しい財政運用がこれからなってくる可能性があるかと。だから、つなぎとして、必要と思われる事業はですね、早期にやっけていく。そして昨日の執行方針、またあのまちづくり推進課で、あの出したあの予算提案の中などを、是非早く実現していくために、総意両輪、いいですね、町税、交付税プラス、もう一つはそういう民間の活力、そういうものを、また関連するものを、どんどんどんどん導入していくという積極的な対応を図る必要があると思います。例えば、昨日これ7日の新聞、厚沢部町で色々考えていますね。体験住宅や交流施設を建設して、定住促進、促進化を図る。江差は、色々な事情があって、これに何も追いつく必要はないのです。江差は江差町の独自の政策をきちんと出していけばいい。江差は余所の町に負けないものの、負けないだけですね、それだけの財産価値はあるのですよ。その辺の認識をきちっと持って、副町長が、宜しいですね、事務方の最高責任者として、そういう認識をきちっと持って、各担当課の意見を聞いて、対応してもらいたい。こういう風に思いますけど、再質問はしませんので、答弁を願いたいと思います。

(議長)

はい、「財政課長」。次、副町長。

「財政課長」

今回あの私、私、財政係長も財政再建中にやらせて頂きまして、財政課長となってからも2回目の予算編成でございます。その中で感触と致しましては、かなり厳しい予算編成ではなかったのかなと感じております。それは、財調2億5,800万繰入したという部分でもご承知頂けるのかなと思います。ただ、その中でも昨日あのまちづくり推進課長が申しましたけれども、その地方の総合戦略の推進期間は、少しアクセル踏んでいかなきゃならないと。そういった部分で、あの財源措置をしながら、予算編成をしていったというところでございます。その一方で、先程、室井議員がおっしゃられた通り、あの借金は増やさないとか、そういった部分に気を配りながら、財政運営をしていけたらと思っております。

あと交付税、税以外のあの頼らない歳入ということでございますけれども、望ましいのですけれどもなかなか、ちょっとなかなかそういった部分がすぐ解決、課題解決に繋がっていないという部分は、ちょっとあの思うところでございます。そちらの方がやっていたらある程度、安定した運営というのに貢献していくのかなと思っておりますが、ちょっと私の方でここで具体的にちょっとどういった方策があるのかというのは、なかなかちょっと思い浮かばないので、ちょっと答弁としてはこれで終了させて頂きたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

はい、あの、噛み砕いて言います。

財調2億5千万崩しまして、私の立場から言いますと、数字を言うと一番分かりやすいかもしれませんが、一般会計、下水道会計、水道事業会計、28年度末で合わせて113億7,800万の借金がございました。これを、今、2億5,800万取り崩しても、トータルして110億、若干なりとも借金も減らすと、こういう考え方の中でも取り崩したと、こういうことです。それから、あの積立の方は、今言ったように23億7千万あった訳でございますが、この基金、財調を取り崩しても21億。大きな声では言えませんが、議場でございますけれども、照井町政的には20億というこのボーダーは、これからもこの基金は、きちっと堅持したいのと、こういう思いでございます。それから、あと2つ言いますと、やはりあの色々な事業、あのもちろんもう町税も減っていきます。そういったことでございますので、財政含めて全課で有利な起債であれば過疎債のソフト、これも枠がある訳でございますが、内々に例えば振興局や道にお願いをして、上積みのまた過疎債の枠を確保することだとか、そういった動きも実はしてございます。7割があつたんですけど、戻ってくる、こういったこと。それから、あの北の江の島構想を一連取ると、これもソフト事業を中心にして言いますと、民間の活力も含めた中で色々またこの江の島構想については、改めて町民とのキャッチボール、それから議会とのキャッチボールだけでなく、時間を要して議会と

も色々積み上げをしていく。そういう年度にしていきたいと、このように思っています。宜しくお願いします。

(議長)

はい、次、「萩原議員」。

「萩原議員」

1点だけ質問致します。

自然公園管理費について、1点だけ。かもめ島なのですけれども、前浜と海水浴場、またマリンフェスティバル、そしてあの町長の執行方針の中にもマリンスポーツの振興や海辺に親しむ機会の確保に努めて参ります、という言葉もありますように、あのかもめ島で遊ぶ機会が大変増えると思います。その中であの今回あのかもめ島の前浜のトイレの浄化の改修というのもありましたけれども、あのかもめ島のシャワーなのですけれども、いまだに真水なのですよね。せっかくこういう形で海に入る機会がまた増えているということで、未だに、ほとんどの今海水浴場というのは温水のシャワーであって、お金を取ったりするということがありますけれども。温水シャワーにするとかという議論があったのかどうか、まずお聞き致します。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

温水にして頂きたいというようなことは、ちょっと私はちょっと聞いたことございません。それで、あの工事費もどのくらいかかるかというのもちょっと業者さんに聞いたこともないです。とりあえず一回業者、やるやらないは別としても、業者さんの方にはちょっとどのくらいになるかっていうのは聞いてみたいと思います。

(議長)

「副町長」。

「副町長」

あのかもめ島のトイレのシャワー、真水でなくて温水っていうかそういったことのご意見。これも、あの昨日、飯田議員さんの方から例えばかもめ島の階段の問題で出来るだけ自然を残す形。ですから、あの言いたい部分は、この北の江の島構想に動き出しをします。今回あの予算議会でございますけども、この江の島構想の拠点のこのゾーニングの中で今のシャワーの問題であったり、階段の問題であったり、色々な部分で、積み上げをしていきたいという風に思っています。あの今あのする、しないという考えではなくて、一定程度たたき台からあの色々またご意見を積み上げて、そして改めてまた議会とそれなりのあの日程を組

んで、時間を要して、協議していきたいと、このように思っています、はい。

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんので、財政課及び税務課の予算並びに関連議案についての質疑を終了致します。

説明員入れ替えのため、暫時休憩致します。